

## 大館市空き家バンク制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、空き家の有効活用を通して、移住・定住の促進及び地域の活性化を図るために実施する大館市空き家バンク制度（以下「空き家バンク」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 個人又は法人等が市内に所有する建築物のうち、現に利用しておらず今後の利用予定がない建物又は近く利用しなくなることが確定している建物及びその所在敷地
- (2) 空き家バンク 市内に所在する空き家等について、所有者等が当該建物等の情報を市に提供して大館市空き家バンク登録台帳（以下「空き家台帳」という。）に登録し、市が管理するホームページ等で利用希望者に対して情報を提供する制度
- (3) 所有者等 空き家等について売却又は賃貸（転貸を除く。）を行うことができる権利を有する者
- (4) 利用希望者 空き家台帳に登録された物件の利用を検討する者及び希望する者

### (登録対象)

第3条 空き家台帳に登録可能な建物は、次の項目の全てを満たす空き家等とする。

- (1) 市内に所在すること
- (2) 不動産登記法（平成16年法律第123号）第2条第22号に規定する区分建物の一部区分ではないこと
- (3) 空き家台帳に登録する直前の利用用途が展示用ではないこと

### (登録申請)

第4条 所有する空き家等について、空き家台帳に登録しようとする所有者等は、空き家バンク登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）申請書第4項に記載されている添付書類及び空き家バンク登録カード（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録の申請があったときは、その内容を確認の上、適切であると認めるときは空き家台帳に登録する。

3 所有者等は、空き家バンクへの登録に係る手続き等について、委任状（様式第3号、任意様式又は仲介契約書等委任の事実を認められる書類の写し）を添えることにより、代理人へ委任することができる。

4 前項により代理人に指名する者が個人の場合は、同意書（様式第4号）に代理人の本人確認書類を添

え市長に提出しなければならない。

(登録事項の変更又は取消し)

第5条 所有者等及び前条第3項において委任された者(以下、「申請者等」という。)は、前条第2項の規定により空き家台帳に登録した物件について変更又は取消しがあるときは、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更又は取消しの報告があったときは、速やかに空き家台帳の登録内容の変更を行う。

3 市長は、売買の成立や物件の取壊し等、物件の変更を確認できたときは、確認した変更内容をもとに登録を変更することができる。

(登録期間及び更新)

第6条 空き家バンクの登録期間は申請日から起算して3年とし、申請者等が更新を希望するときは、登録期間が満了する1月前までに市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、前条の規定を準用して行うものとする。

(情報提供)

第7条 市長は、空き家台帳に登録された空き家等の情報について、申請者等の同意の上、市のホームページ等により情報提供することができる。

(登録物件の利用)

第8条 利用希望者は、空き家台帳登録物件について内覧や契約をしようとするときは、申請者等へ直接交渉を申し込むものとする。

(契約締結の報告)

第9条 申請者等は、空き家台帳登録物件の売買又は賃貸の契約を締結したときは、その内容を遅滞なく市長に報告しなければならない。

(適用上の注意)

第10条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家等の取引を妨げるものではない。

2 市長は、市内に所在する空き家等について、空き家台帳への登録や市ホームページ等での情報発信をもって、当該物件の安全性や資産価値、その他一切の事項を保証するものではない。

3 市長は、所有者等と利用希望者が行う空き家等に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約につい

ては、直接これに関与しない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前に空き家台帳に登録している物件のうち、令和7年4月1日時点で申請日から3年が経過している物件及び令和7年度中に申請日から3年が経過する物件については、令和8年3月31日をもって登録を満了するものとする。